

令和7年度

## 市・県民税申告のお知らせ

申告期間 2月17日(月) から 3月17日(月) まで (※土日・祝日を除く)

申告会場 市役所本庁舎 4階 大会議室 受付時間 午前9時から午後4時まで

※例年期間の前半、特に2月17日(月)～2月21日(金)は来場される方が多く、大変長くお待ちいただいています。日程に余裕のある方は2月25日(火)以降をご利用ください。

## 申告の必要がない方

- ①給与所得のみの方(事業所から市役所へ給与支払報告書の提出がある場合)
- ②公的年金等に係る所得のみの方
- ③税務署やe-Taxで確定申告書(令和6年分)を提出した方もしくは、提出される予定の方

## 申告の必要がある方

令和7年1月1日現在、市に住所を有する方で上記

①②③以外の方

- (例) ● 営業所得、農業所得、不動産所得、雑所得、一時所得、配当所得等のある方
- 事業所から市役所へ給与支払報告書の提出がない方
  - 令和6年中に退職し年末調整できていない方
  - 医療費、寄附金など、給与所得や公的年金等の源泉徴収票に記載されているもの以外の控除の適用を受けたい方
  - 無収入の方でも所得証明書等が必要な方や、各種行政サービスの提供を受けるために所得確認が必要な方

## 申告の際に必要なもの

下記のうち対象となる書類を全て準備して、お越しください。

- 本人確認書類(マイナンバーカード等)  
※全員必要
- 給与所得のある方  
⇒「令和6年分 給与所得の源泉徴収票」
- 公的年金等の所得のある方  
⇒「令和6年分 公的年金等の源泉徴収票」
- 営業・農業・不動産所得がある方  
⇒「収支内訳書」および令和6年中の収入と経費がわかる書類
- 令和6年中に支払った社会保険料・生命保険料・地震保険料の「控除証明書」
- 医療費控除の申告をする方  
⇒「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」
- 寄附金控除の申告をする方  
⇒「寄附金の受領証明書」  
(※ふるさと納税のワンストップ特例制度申請者が確定申告を行う場合も必要。)
- 所得税の還付を受ける方は、申告者本人の口座情報がわかるもの(通帳など)

「医療費控除の明細書」や「収支内訳書」はご自宅で作成してからお越しください。

ご自宅での作成が難しい場合は、会場内の医療費・収支作成コーナーをご利用ください。また、2月17日～3月4日は税理士への相談が可能です。(※相談期間変更の可能性あり)

市役所では以下の内容の申告はできません。税務署等で申告してください。

「住宅借入金等特別控除(1年目)」「上場株式等の譲渡」「上場配当」  
「青色申告」、「一般株式等の譲渡」、「土地の譲渡」、「更正の請求」、「先物所得」、「相続等に係る生命保険契約等に基づく年金(保険年金)」「雑損控除」等

確定申告は便利な e-Tax (電子申告) をご利用ください。ご自宅等から、パソコンやスマートフォンで国税庁ホームページ(確定申告書等作成コーナー)にアクセスすれば簡単に申告することができ大変便利です。



作成コーナー

問 市税務課 市民税担当 ☎32・3821/FAX 33・3401

✉shiminzei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

《今月は、後期高齢者医療保険料7期分、国民健康保険税・介護保険料8期分の納付月です。》  
忘れずに納期限内に納めましょう。市税の納付は、確実・安心・便利な口座振替をご利用ください。

2025年(令和7年)2月5日  
広報こまつしま

